

令和6年度山形地方最低賃金審議会

第2回山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和6年10月7日（月）午前9時56分～午前10時56分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員7名

公益 本間委員、丸山委員

労働者側 鈴木委員、長瀬委員、西部委員

使用者側 木村委員、丹委員

【欠席】 公益・コーエンズ委員、使用者側・保科委員

（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

（1）山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定について

（2）その他

5 議事要旨

（1）事務局から配付資料の説明を行った後、各側から説明・主張があった。

労働者側から、山形県のもの作り産業は基幹産業であるということから他県への人の流出、技術の流出に歯止めをかけないといけないとすることについて主張があった。

使用者側から、中国経済が右肩下がりで先行きが懸念されること、中小企業の労働分配率について資本金1,000万円未満の場合、令和4年度で84.6%、令和3年度は91%と高い水準であること、原材料費など一部認められるようになってきたが大幅な賃金引上げをするための価格転嫁には至ってないということについて主張があった。

その後、公労、公使の個別協議において、金額提示があった。

【労働者側】

引上げ額 68 円、引上げ率 7.08%、改正金額 1,029 円

【使用者側】

引上げ額 35 円、引上げ率 3.64%、改正金額 996 円

（2）次回開催は、令和6年10月15日（火）午前10時。